自動車税種別割を軽減する「ＺＥＶ導入促進税制」を実施しています

環境負荷の小さい自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に自動車税種別割を軽減する**「ＺＥＶ導入促進税制」**を実施しています。令和８年３月３１日までに取得したものについて、**初回新規登録を受けた年度及び翌年度から５年度分**の自動車税種別割全額を免除します。

◆対象となる自動車

- **○ 電気自動車（EV）**
- **○ プラグインハイブリッド自動車（PHV）**
- **○ 燃料電池自動車（FCV）**

＝ ゼロエミッションビークル（ＺＥＶ）

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日 9 時～17 時）